

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました

（法第23条第5項）

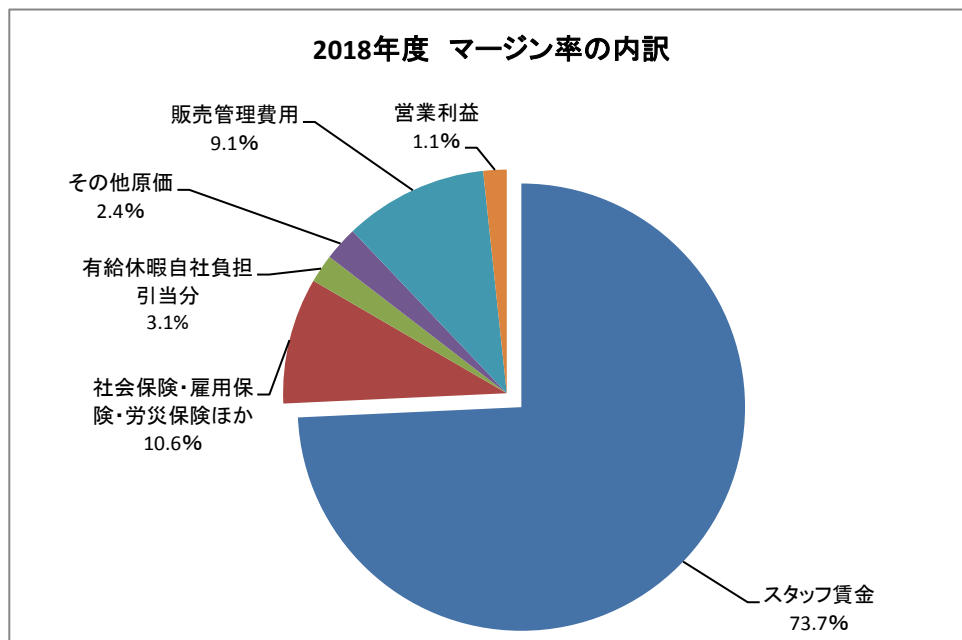
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

派遣労働者の数	201人
派遣先の数	35社
マージン率	28.4%
教育訓練に関する事項	PC研修(GAD)、ビジネスマナー、eラーニング
派遣料金の1人あたりの平均額	17,299円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の平均の賃金	12,389円(1日8時間当たり換算)
福利厚生	ベネフィット

《マージン率の内訳》



一番多くを占めるのがスタッフの給与で、料金総額の約73.7%程度です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する厚生年金保険・健康保険・雇用保険・労災保険などの社会保険料が、約10.6%となります。（注1・注2）また、スタッフが有給休暇を取得する際に、就業先に、休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が3.1%含まれています。

その他、スタッフの募集経費や教育研修費用、福利厚生などのサービスが2.5%、会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス賃借料をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた、残り1.1%程度が会社の営業利益となります。なお、都合により、料金が回収されない場合でも、会社はスタッフに賃金を支払う義務を負っています。

注1 賃金に対する事業主負担割合は、労災保険と雇用保険が1.0%、健康保険・介護保険・厚生年金保険約11.5%（2019年3月末現在）、これらが料金全体に占める割合は合計 約9.1%となります。

注2 所得税や社会労働保険料の個人負担分等については、会社がスタッフに代わって国や自治体に納付するため、それらを差し引いた金額をスタッフに給与としてお支払いします。